

## みよし市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、みよし市広告掲載要綱（平成23年3月1日。以下「要綱」という。）の規定に基づき、みよし市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、みよし市立中央図書館及び市民情報サービスセンター（以下「図書館等」という。）の雑誌に民間企業等の情報発信を組み込み、新たな図書資料を確保することにより、サービスの充実を図ることを目的とする。

### (制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、雑誌スポンサー（雑誌の購入費用を負担し、図書館等に提供するものをいう。以下同じ。）から提供された雑誌（最新号に限る。以下同じ。）のカバーに、当該雑誌スポンサーの名称及び広告を掲載する制度とする。

- 2 雑誌スポンサーから提供された雑誌の配架位置は、みよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が決定する。
- 3 教育委員会は、提供された雑誌のカバーの表面にスポンサーの名称を表示し、当該カバーの裏面にスポンサーの広告を掲載するものとする。

### (制度の対象者)

第4条 雑誌スポンサー制度の対象者は、企業、個人事業主、団体等とし、個人を対象としない。

- 2 雑誌スポンサーが、みよし市広告掲載基準（平成23年3月1日）第3条各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサー制度の対象者とし、契約期間中において該当するに至ったときも同様とする。

### (広告の内容)

第5条 広告の内容は、要綱第3条第3項各号のいずれにも該当してはならない。

### (雑誌の選定)

第6条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとするものは、教育委員会が提示する雑誌リストの中から提供する雑誌を選択しなければならない。

### (広告の規格)

第7条 雑誌のカバーの表面に表示する雑誌スポンサーの名称の大きさは、縦3cm、横1.3cm以内で、雑誌カバーに収まるサイズとし、地色は白色、文字は黒色とする。

- 2 雑誌のカバーの裏面の広告の大きさは、B5版以下で、雑誌のカバーに収まるサイズとし、

雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用するものとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第8条 雑誌スポンサーの募集は、市広報紙、市ホームページ及び図書館等の行事案内板に掲載又は掲示して行う。

(申込み及び決定)

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとするものは、みよし市図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)及び広告図案を教育委員会に提出するものとし、同一の雑誌に複数の申込みがあったときは、平成28年3月31日までは抽選とし、その後は先着順とする。

2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、みよし市図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 前項の決定を受けた雑誌スポンサーが、広告の内容を変更するときは、みよし市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書(様式第3号)(以下「変更申込書」という。)及び変更広告図案を教育委員会に提出し、教育委員会の承認を得るものとする。

4 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、速やかに広告内容の変更の可否を決定し、みよし市図書館雑誌スポンサー変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

5 第3項の広告の内容の変更は、当該年度1回を限度とする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(雑誌が休廃刊した場合の措置)

第10条 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊したときは、教育委員会と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告の内容の確認等)

第11条 教育委員会は、広告の内容が申込書(変更申込書を含む。)の記載内容に相違ないこと及びこの要領の規定に抵触していないことを確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の場合において、広告の内容が申込書(変更申込書を含む。)の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めたときは、雑誌スポンサーに対して、広告の内容の変更を求めることができる。

(雑誌スポンサーの責務)

第12条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 雑誌スポンサーは、広告の内容等に関する知的所有権その他の一切の権利について、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、所用の措置を講じなければなら

ない。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされたときは、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

4 雑誌スポンサーは、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 雑誌が提供されなかったとき。
- (2) 第4条第2項の規定に抵触するに至ったとき。
- (3) 第11条第2項の規定による変更を雑誌スポンサーが行わなかったとき。
- (4) 広告の内容がこの要領の規定に抵触していると認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が掲載を適当でないと認めたとき。

2 教育委員会は、前項により広告掲載を取り消すときは、みよし市図書館雑誌スポンサー取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(広告の掲載期間)

第14条 広告の掲載期間は、教育委員会が掲載を決定し、雑誌が提供された日から当該年度の3月末日までに提供された雑誌の次号の発行日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、教育委員会又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がないときは、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 解約の意思表示をしようとするものは、みよし市図書館雑誌スポンサー解約申込書(様式第6号)を、解約を希望する日の2月前までに教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会が解約の意思表示をするときは、みよし市図書館雑誌スポンサー解約通知書(様式第7号)を、解約を希望する日の2月前までに雑誌スポンサーに通知するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

